

定期試験 解答・解説 (70点満点)

授業科目名	法理学	2007年度 : 前期	
		定期試験期間内	
担当教官名	足立英彦	試験日・時間	7月30日(月)
			16:30 ~ 18:00

1. 規範に関する次の問いに答えなさい。(計15点)

- (a) 規範とは何であるか。法理学の講義を聞いたことがない人でも理解できるよう、平易な表現を用いて説明しなさい。(5点)

解答 規範とは規範文の意味内容であり、規範文とは、事実を表現する記述文と、命令・禁止・許可などを表現する義務様相から構成される文である。

解説 「規範とは規範文の意味内容である」という趣旨のみ書かれている場合は4点、記述文と義務様相についてのみ書かれている場合は3点を与えた。

- (b) 「個別規範」「一般規範」とは何か、それぞれ説明しなさい。(各5点、計10点)

解答 個別規範とは、ある特定の、具体的に名指しされた人に宛てられた規範であり、一般規範とは、具体的に名指しされていない不特定の人に宛てられた規範である。

2. ケルゼンの「純粹法学」に関する次の問いに答えなさい。(各6点、計18点)

- (a) ケルゼンによれば、自然(存在)の世界と当為の世界はそれぞれ全く異なる方法によって認識される。それぞれの認識方法について説明しなさい。

解答 ケルゼンによれば、自然(存在)の世界は2つの事実を因果関係によって結合することによって認識され、当為の世界は2つの事実を帰属関係によって結合することによって認識される。

- (b) ケルゼンによれば、「各人に彼のものを」または「等しき者を等しく扱え」という形式的平等の原則は「空虚」である。ここでいう「空虚」とはどのような意味であるか、説明しなさい。

解答 形式的平等の原則は、一般的規範に反する不平等な取り扱いの禁止を要求するという点で、規範を適用する立場の者にとっては意味のある原則であり、空虚とはいえない。しかしながら、この原則は、人々が有するどのような性質を基準として「等しき者」であるか否かを判断すべきなのかを語らないため、どのような規範であっても、それが一般的規範である限り、この原則を満たす。したがってこの原則は、規範を制定する者にとっては、何ら指針となりえない空虚な原則であるといえよう。

解説 規範を制定する者にとっては空虚である、という趣旨が書けていれば正解とした。形式的平等の原則によっては誰が等しい者なのか判断することができないから、という趣旨の解答には4点与えた。

- (c) ある法秩序に属する最上位の法規範(とくに憲法)を制定する権限を特定の機関や人に

授ける規範のことをケルゼンは何と呼んだか？

解答 根本規範

解説 「授權規範」という答えにも3点与えた。

3. 論理的に正しい推論に関する次の問いに答えなさい。(計15点)

(a) 論理的に正しい推論とは何か、説明しなさい。(5点)

解答 前提がすべて真になるが、結論が偽になるような場合の存在しない推論。

解説 「論理的に正しい推論とは、その推論におけるすべての前提の連言を前件、結論を後件とする条件法の命題がトートロジーとなる推論である。」という趣旨の解答でも可。「論理的に正しい推論とは演繹のことである」と書いた答案も散見されたが、これでは説明になっていないので不可。

(b) $A \rightarrow B \vdash \neg B \rightarrow \neg A$ という推論 が論理的に正しい推論であることを真理表を用いつつ説明しなさい。(10点)

解答

A	B	$A \rightarrow B$	$\neg B$	$\neg A$	$\neg B \rightarrow \neg A$
T	T	T	F	F	T
T	F	F	T	F	F
F	T	T	F	T	T
F	F	T	T	T	T

前提 $A \rightarrow B$ が真であり、結論 $\neg B \rightarrow \neg A$ が偽である場合は存在しないので、問いの推論は論理的に正しいといえる。

解説 真理表に8点、説明に2点与えた。真理表上の軽微な誤りは各1点減。($A \rightarrow B \rightarrow (\neg B \rightarrow \neg A)$ がトートロジー(常に真)であることを説明してもよい。なお、 $A \rightarrow B$ と $\neg B \rightarrow \neg A$ は「同値」の関係にあるので、両命題の真理表は全く同じ(TFTT)となる。しかしながら、前提から結論が論理的に推論されることを証明するためには、前提が真で結論が偽となる場合のないことを示せば十分であることに注意。そのため、真理表が同じであることを理由としてあげた答案は1点減点した。

4. 裁判官の法形成に関する次の問いに答えなさい。(計22点)

(a) 次の文章の空白を埋めなさい。

「裁判官による法形成は、まず、法律の文言の可能な意味内容の範囲内で行われる(1)と、その範囲外で行われる(2)とに分けられる。2はさらに、法律の文言の可能な意味内容と両立する一般的法規範を形成することを意味する(3)と、法律の文言の可能な意味内容と両立しない法規範を形成することを意味する(4)に分けられる。3の代表例は(5)と(6)である。(各2点、計12点)

解答 1. 解釈 2. 発展的法形成 3. 超法律的法形成 4. 反法律的法形成 5. 類推推論
6. 反対推論

解説 「類推解釈」「反対解釈」という書き方も正解とした。ただし講義では、「解釈」とは法律の文言の可能な意味内容の範囲内でその意味内容を確定・正当化することであり、また、類推推論や反対推論は、法律の文言の可能な意味内容の範囲を超えたところで行う発展的法形成であるので、「類推 解釈」「反対 解釈」という表現はやめるべき、と説明した。

(b) 1999 年に旧民法 120 条*が改正されるまで、学説の多数は「保佐人は取消権限を有する」という法規範を支持していた。この法規範と、旧民法 120 条の解釈との関係について説明しなさい。その際、旧民法 120 条の解釈の正当化方法についても、記号を用いつつ説明すること。(説明で用いる記号は必ず定義すること。ただし、命題論理学・述語論理学で用いる基本的な記号を定義する必要はない。)(10 点)

* 旧民法 120 条「取消シ得ヘキ行為ハ無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者、其代理人又ハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得。」漢字カナ交じり文読解の参考のため、現在の条文も挙げておく。民法 120 条 1 項「行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。」2 項「詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。」

解答 「～は無能力者もしくは瑕疵ある意思表示を為したる者、その代理人又ハ承継人である」という述語を T、「～は保佐人である」という述語を H、「～は取り消し得べき行為を取り消す」という述語を R、「～権限を有する」を K で表す。まず、学説の多数が支持した法規範は $(x)(Hx \rightarrow KRx)$ という命題で表せる。次に、旧民法 120 条は $(x)(Tx \leftrightarrow KRx)$ という命題で表せるが、この命題から論理的な推論により、 $(x)(\neg Tx \rightarrow \neg KRx)$ という命題を導くことができる*¹。さらに、保佐人は T に含まれていないので、 $(x)(Hx \rightarrow \neg Tx)$ という命題も正しい。そして、 $(x)(\neg Tx \rightarrow \neg KRx)$ と $(x)(Hx \rightarrow \neg Tx)$ という 2 つの前提より、 $(x)(Hx \rightarrow \neg KRx)$ という命題を論理的な推論によって導き出すことができるので、 $(x)(Hx \rightarrow \neg KRx)$ は民法 120 条の解釈として正当であるといえる。学説が支持する法規範と民法 120 条の解釈は、法律要件が同じだが法律効果が互いに矛盾する関係にあるので、両者は択一的規範競合の関係にある。したがって、学説の主張は、民法の条文の可能な意味内容と両立しない法規範を形成しようとする

*¹ $A \leftrightarrow B$ より $B \rightarrow A$ 、また、 $B \rightarrow A$ より $\neg A \rightarrow \neg B$ を論理的に推論(演繹)できるため。後者の推論は問 3 で扱った。

る反法律的法形成の主張といえる。

解説 非常に多くの答案で、問題が尋ねている「旧民法 120 条の解釈」ではなくて学説が支持する法規範を正当化しようとしていた。また、その多くが、旧民法 120 条から類推推論によって学説が支持する法規範を正当化しようとしていたが、旧民法 120 条には「に限り」という文言が入っているので、そのような正当化は不可能である。というのは、「A ならば、またその場合に限り B である」という命題は条件法 $A \rightarrow B$ ではなく、 $A \leftrightarrow B$ という双条件法（同値）の命題であり、したがってこの命題から、たとえ A と類似していても A とは異なる ($\neg A$) 要件を前件とし、B を後件とする条件法命題を論理的に推論することはできないからである。

残念ながら、正解者が非常に少なかったので、全受験者に一律 5 点を与えた。

参考情報（8 月 15 日現在）

履修登録数	定期試験受験者数	放棄	定期試験平均点	総合平均点
163	151	12	43.6 点	63.1 点

S(100-90 点)	A(89-80 点)	B(79-70 点)	C(69-57 点)	不可(56-0 点)
8(5%)	29(19%)	44(29%)	28(19%)	42(28%)

- 総合で 60 点以上は 151 名中 106 名、割合では 70%（小数点以下四捨五入）であった。このままでは若干厳しい結果となるため、57 点を取った 3 名も C とし（58, 59 点は無し）、合格者数 109 名（72%）とした。
- 総合で 99 点 1 名、93 点 1 名、92 点 1 名、91 点 2 名。定期試験のみでは、満点の 70 点 2 名、69 点 1 名。
- 小テストを受けて定期試験を受けなかった者は「放棄」したとみなす。

以上